

ブラックロック・ジャパン株式会社

スチュワードシップ責任を果たすための方針

2020年5月**基本的な考え方**

ブラックロック・ジャパン（以下、当社）は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（以下、本コード）の趣旨に賛同し、本コードの全ての原則を採択し、受け入れを表明します。

当社は、投資運用業者としての受託者責任に基き、顧客利益最大化の観点から、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことで、スチュワードシップ責任を果たすために、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」（以下、「本方針」）を定めます。そして、本方針において、スチュワードシップ責任に対する考え方、議決権の行使方針、スチュワードシップ活動に対する総合的な対応方針、そして利益相反の管理方針について明確にします。

各原則への対応方針**原則1.スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。**

当社は、「本方針」を定め、ホームページに開示します。

本方針は運用面で許容される限り、原則として当社が提供する全ての運用戦略・商品に適用されます。

また当社は、サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性に関する課題）への対応について、上記同様に方針を定め、ホームページに開示します。

<https://www.blackrock.com/jp/individual/ja/about-us/important-information/stewardship-code>

原則2.スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社を含むブラックロック・グループは、特定の企業グループに属さない（及び系列会社を持たない）独立した専門の資産運用会社であります。このことにより多くの利益相反の可能性を排除しています。また、ブラックロックは自社のための投資を行わない、という方針を堅持し、投資活動は全て受益者のために行います。具体的には以下のような取り組み、およびプロセスを通じて利益相反を管理しております。

当社は、お客様との利益相反が発生するリスクに対処するため、利益相反管理方針を策定し、受益者の最善の利益を図ることを徹底しています。当社は、スチュワードシップ活動、すなわち議決権行使や「目的を持った対話」（以下、「エンゲージメント」）の対象となる会社との間に利益相反が生じる潜在的 가능성이懸念される場合、具体的にはブラックロック・グループの関係会社やブラックロック・グループの運用するファンド等との関係などの理由により、当社において議決権行使判断を行うことが利益相反管理の観点から適切でないと思なされた場合に、以下の態勢にてそれら利益相反の回避に努めます。

議決権行使に係る判断に当たっては、議決権行使に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」）に照らして、当社の利益もしくは顧客以外の第三者の利益を図る目的から判断を歪めることがないよう、議決権行使業務の専担部門（インベストメント・スチュワードシップ部）を設置し、また独立した会議体（インベストメント・スチュワードシップ委員会）による議決権行使の監督を通して、株主全体の利益の増大に貢献することを目指します。「エンゲージメント」の実施に関しても、議決権行使同様、インベストメント・スチュワードシップ委員会がこれを監督します。

当社において議決権行使判断を行うことが利益相反管理の観点から適切でないと思なされた場合には、第三者の専門機関に行使判断を委ねます。

原則 3. 投資先企業の持続的成長に向けてステュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当社では、運用担当者およびインベストメント・ステュワードシップ部の専任担当者が中心となり、株式運用のポートフォリオマネージャーと連携し、投資先企業の長期的な経営動向やESG（環境・社会・ガバナンス）課題への取り組み状況等の的確な把握に努め、必要に応じて、投資先企業との「エンゲージメント」を検討します。

原則 4. 投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

当社は、「エンゲージメント」を、長期投資家の観点から当該企業の持続的な成長を促す重要な手段と位置づけています。「エンゲージメント」を通じて、投資先企業との相互理解を深め、認識の共有を図りますが、最終的な意見の合意を必ずしも前提とはしていません。一方で、「エンゲージメント」においては、投資先企業の個別事情や状況を十分に考慮したうえ、最も適切と考える方法で、個別の問題の改善に努めます。

当社は、原則として、「エンゲージメント」の内容や結果について公表することはありません。長期投資家の観点から有益な「エンゲージメント」にとって最も重要な要素は、投資先企業との健全な信頼関係であると考えており、このような関係の構築にあたっては、当事者間の対話が適していると考えためです。

当社は、通常、「エンゲージメント」において、未公表の重要事実を受領することはないと認識しており、また、未公表の重要事実を受領しないよう慎重に対応すべきであると考えます。しかし、意図せず未公表の重要事実等を受領してしまった場合には、当社の社内規程に基づき、インサイダー取引規制への抵触を防止するための措置を適切に講じます。

「エンゲージメント」において、基本的には重要提案行為に該当するような意見を提示することは想定しておりませんが、万一、そのようにみなされるおそれがある場合には、法務部又はコンプライアンス部に確認したうえ、適切な措置を講じます。

原則 5. 議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当社は、議決権の行使及び行使結果の公表について、その方針を「ガイドライン」に明確に定めます。また、投資先企業との建設的な対話に資すると考えられる場合は、賛否の理由を明確に公表します。

<http://www.blackrock.co.jp/about-us/important-information/voting/index.htm>

当社は、議決権の行使を、長期投資家の観点から当該企業の持続的な成長を促す重要な手段と位置づけ、議決権行使ガイドラインを策定しています。個別議決権の行使にあたっては、インベストメント・ステュワードシップ部が公開情報、議決権行使助言会社、証券会社の分析調査等を活用しながら、独自に会社議案を精査したうえ、判断しています。さらに、必要と考えられる場合には、当社の運用担当者と協議する場合があります。

当社は、議決権行使助言会社であるインスティテューショナル・シェアホルダー・サービスーズ（ISS）社のサービスを主に利用しています。主なサービス内容は、当社ガイドラインに基づく行使判断支援、議案分析レポートの提供、及び行使指図の補助的な事務作業となっています。また議決権行使助言会社に対し、定期的にモニタリングおよび評価を行い、提供サービスの質の向上に向けて適宜、改善を促しています。

当社は、議決権行使を目的とした、株式の借入は実施しません。一方、一部貸し株による運用を行っています。貸し株取引と議決権行使のいずれを優先するかについては、顧客の経済的利益の最大化という観点から判断する方針を、当社の貸し株プログラムでは採用しています。そのため、議決権行使の目的で貸出中の株式をリコール（返還請求）すべきか否かの判断について、あくまで、顧客の方針や顧客との契約内容と対象となる議案の性質を照らし合わせて、対応を検討します。

原則6. 議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当社は、議決権の行使および「エンゲージメント」の活動実績について、必要に応じて顧客・受益者に対して個別に開示します。議決権の行使結果、スチュワードシップ活動に対する自己評価について、当社ホームページで一般に開示します。

また、ブラックロック・グループとしてのスチュワードシップ活動について、要旨をまとめた報告書を、ブラックロック・グループのホームページ上で開示します。

原則7. 投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当社は、スチュワードシップ活動を、当社の資産運用業務における極めて重要な機能の一つとして位置づけており、スチュワードシップ責任を適切に果たすための専門チーム（インベストメント・スチュワードシップ部）を設置しています。インベストメント・スチュワードシップ部は、当社及びブラックロック・グループ内の様々な運用担当者と連携することで、スチュワードシップ活動の在り方についての議論を促進し、さらに、そのような議論をとりまとめ、当社及びブラックロック・グループとしての統一的意見に集約する役割を担っています。

インベストメント・スチュワードシップ部は、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほかサステナビリティの考慮に基づく企業との対話を実践すべく、専門性を高めて参ります。

当社は、議決権行使結果を含むスチュワードシップ活動について、定期的にインベストメント・スチュワードシップ委員会および投資委員会に報告し、自己評価を実施したうえ、議決権行使およびエンゲージメント活動の改善に活かしていきます。インベストメント・スチュワードシップ委員会および投資委員会における議論を通じて定期的に議決権行使ガイドラインを見直し、必要に応じて、改定しております。

なお、同様の取り組みをブラックロック・グループの主要海外拠点においても実施しており、各拠点のインベストメント・スチュワードシップ担当者が各国の投資先企業に対してスチュワードシップ活動を実施しています。当該活動から得られた知見や経験を各拠点間で積極的に情報共有することで、グローバルな視点を踏まえつつ、各国市場において最適なスチュワードシップ活動の実施に向けて切磋琢磨しています。

同時に、当社はスチュワードシップ活動に直接関与しない役職員も含めた全役職員に、常に**student of the market**としての謙虚な立場を忘れず、継続的に専門知識を習得することを求め、お客様の最善の利益のために各業務の現場で質の高いサービスを提供することを要求しています。

重要事項

当資料におけるブラックロックとは、ブラックロック・インク、ブラックロック・ジャパン株式会社（以下、「弊社」という。）を含むそのグループ会社を指します。

当資料はブラックロックについてご案内する目的で作成したものであり、特定の金融商品取引の勧誘を目的とするものではありません。また、当資料は弊社が信頼できると判断した資料・データ等により作成しましたが、その正確性および完全性について保証するものではありません。また、当資料中の各種情報は過去のものであり、今後のパフォーマンス等を保証するものではなく、当資料を利用したことによって生じた損失等について、弊社はその責任を負うものではありません。弊社が投資一任契約または投資信託によりご提供する運用商品は、全て、投資元本が保証されておりません。弊社がご提供する運用商品毎のリスク、コストについては、投資対象とする金融商品等がそれぞれの運用商品によって異なりますので、一律に表示することができません。従いまして実際に弊社運用商品の提供を受けられる場合には、それぞれの提供形態に沿ってお客様に交付されます契約締結前交付書面、目論見書、投資信託約款及び商品説明書等をよくお読みいただき、その内容をご確認下さい。

ブラックロック・ジャパン株式会社

金融商品取引業者関東財務局長（金商）第375号

加入協会／一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人投資信託協会、日本証券業協会、

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

ホームページ<http://www.blackrock.com/jp/>

〒100-8217 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号丸の内トラストタワー本館